

14.10	2
149	

14.10. 3

全日本鑛夫總聯合會々則

第四十一條 支部地方聯合會又ハ加盟組合ハ其所屬會員ノ間ニ勞資爭議起ラントスル場合ハ速ニ事情ヲ具シテ本部ニ通報スルコト

本部ハ右ノ通報ヲ受ケ事態重大ト認メタルトキハ直チニ其對應策ヲ講ジ適宜ノ手段ヲ執ル

第四十二條 獨斷ニ爭議ヲ起シ若クハ理由ナクシテ執行委員會ノ方針ニ反スル行爲アリタルトキハ之ヲ援助セザルコトアルベシ

第十 附 則

第四十三條 本會々則ハ大會ニ於テ出席代議員三分ノ二以上ノ賛成アルニアラザレバ變更スルコトヲ得ズ

【登龍閣印行】

全日本鑛夫總聯合會
 第一回全國委員會 千二件
 時日 大正十四年十月三日 松根潤吉 宛

大正十四年十月十日

栗川